

子ども・子育て施策の推進



基本方針① 教育・保育環境を充実する

保育サービスを受ける低年齢児の増加や長時間利用の増加など、多様化・複雑化する保育ニーズに対応するため、民間活力も活用しながら、保育サービスの量的拡充を図るとともに、保育士等の職員の適正な配置や処遇改善にも留意しながら教育・保育の質の向上を図ります。また、産前・産後休暇、育児休業中の保護者に対する相談支援・情報提供及び子どもの受け入れ体制を充実させ、安心して教育・保育サービスを利用できる環境を整備します。

- 施策目標**
- ① 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供
 - ② 多様な主体による教育・保育の実施及び質の向上
 - ③ 産前・産後の休暇及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用の支援



幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から3~5歳までの全ての子ども及び、0~2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、保育園・認定こども園・幼稚園の保育料の無償化が全面実施されました。



基本方針② 子育てを支える地域をつくる

身近な地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てサービスの充実とボランティア活動を推進します。また、地域の全ての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった機関・体制を整備し、地域ぐるみで子育て支援のネットワークづくりを進め、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

- 施策目標**
- ① 地域における子育て支援の充実
 - ② 子育て支援のネットワーク
 - ③ ボランティア活動の推進



基本方針③ 母と子の健康を支える

全ての子どもが健やかに成長していくように、妊娠・出産・育児期それぞれのライフステージに応じた情報提供、保健指導、相談、支援等といった母子保健施策や関係機関・団体との連携を強化し乳児家庭等への訪問を行い、母子の健康水準の向上に取り組みます。また、子どもの安全・安心の確保のため、小児医療の充実に取り組みます。

なお、基本方針③では、各施策目標を本市の母子保健計画に位置づけ、母子保健の推進に取り組みます。

- 施策目標**
- ① 母子保健サービスの充実
 - ② 小児医療の充実



基本方針④ 子どもの生きる力を育む

保護者が教育・保育について学ぶ機会を創出し、家庭での子育てが適切で円滑に進めていくよう、また、地域においても子どもの成長を適切に支えていくよう、家庭・地域の教育力向上のための取り組みを進めます。

また、子どもの健康・体力の増進とともに、子どもの自主性や社会性、創造性を育むために、スポーツを楽しむ場、子ども同士で遊べる場、異世代と交流できる場を提供し、子どもの心と体の健全な成長を促進します。

施策目標

① 家庭や地域の教育力の向上

② 子どもの心と体の健全育成



基本方針⑤ 子育てと仕事の両立を支える

柔軟な働き方の導入や男性の育児休業の取得推進など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を推進するとともに、女性が出産後も安心して子育てと仕事を両立できる支援サービスの充実を図ります。また、共働き家庭の児童等を含め全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童対策の取り組みを推進します。

施策目標

- ① 雇用環境の整備及び啓発
- ② 家庭での子育て協力体制の構築
- ③ 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実
- ④ 放課後児童支援施策の充実



新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブについて待機児童解消を目指し、令和4年度末までに合計約30万人分の受け皿を整備することとされています。

また、小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまた連携して実施し、小学校内で一体型として実施することを目指しています。



基本方針⑥ 全ての親子の権利を守る

全ての子どもが、心身ともに健康に、未来に向けて成長する権利が保障されるよう、市民に向けた啓発活動を進めます。

近年、深刻化している児童虐待においては、関係機関との連携強化や地域における協力体制の構築を図り、虐待防止及び早期発見につなげるとともに、支援体制の充実を図ります。

特別な支援が必要な子どもに対しては、状況に即した支援が行われるように、支援サービスの充実と支援体制の強化を図ります。

施策目標

- ① 子どもの権利の確保
- ③ 子どもの貧困対策の充実

- ② 児童虐待防止対策の充実
- ④ 障がい児施策の充実